

〔暴瀉須知〕古呂利考

按ニ古呂利は萬病回春、霍亂の一名虎狼病ト云より出たりと云、又西洋所謂虎列刺ノ轉語ト云説あれども、皆附會信するに足らず、古呂利は、本皇國の俗語にて、卒倒の義を云て、古より早く病に稱し來ることなり、元正間記云、元祿十二年の頃、江戸にて古呂利と云病はやり、今月流行す、早く南天の實と梅干を煎じて吞ば、其病を受けず、左もなければ、そろりと煩ひて、古呂利と死すとて、江戸中、南天の實と梅干を煎じて飲しと云、此事申出せしは、神田須田町の八百屋惣左衛門と云者、去年大坂より、多く梅干を仕込置し處、今年上方の梅干きれて一向に下らず、これに依て、我梅干を高直にして賣らんとて、かゝることを言出しけるに、遂に官に聞えて八丈島へ流されしと云、又古老の話に、昔古呂利にて、數万人死して葬ること能はず、官因て水葬の令を下すと云、閑窻瑣譚云、正徳享保の年間の實録を記せし書に、正徳六年の夏、熱を煩ふ病人多く、一ヶ月の中に、江戸町々にて死する者八万餘人に及び、棺をこしらへる家にて、間に合はず、酒の空樽を求て、亡骸を寺院へ葬する、墓地埋む所なければ、宗體に拘らず、火葬ならでは不納と云、依て茶毘所々に火葬せんとすれば、棺桶の數退りもなく積重て、十日二十日の中には、火をかけることならず、其到來の順に茶毘すれば、日數をはるかに經ざれば爲すこと能はず、是に於て貧者の亡骸は如何ともすべきやうなく、町所の長なる人々も、世話行届兼て、公廳へ訴へ申せしかば、夫々の御慈悲を賜はり、寺院に仰付られ、葬り難き亡骸は、回向の後、菰に包み、舟に乗せて、悉く品川の沖へ流し、水葬になさせられしと云、考ふるに、正徳六年は、六月廿二日に改元ありて、享保元年となれり、彼の明暦三年の火災に、十萬八千人の焼亡、當時猶言傳へて怖るれど、享保元年の天行病に、數萬人の一時の死亡せしは、後に傳て言者のなきは、火難と違ひて書留し事のなきにやと云々、又此疾正徳年間鎮西に起りて、小兒の感冒最多く、漸次